モラルジレンマを活用した著作権教育の実践

東京都立江北高等学校 稲垣 俊介

要旨 著作権教育は情報モラル教育の一つとして実施されている。情報モラル教育は二つの側面があり、一つは情報安全教育、もう一つはモラル教育である。今回発表するモラルジレンマを活用した著作権教育は後者である。情報社会の急速な変化により著作権の考え方は変化を続けており、法改正が追いつかないという現状がある。そのため、一人一人のモラルの向上こそ著作権教育に求められている。その教育実践と考察である。

はじめに

高等学校学習指導要領解説情報編では、普通教科「情報」の学習において情報モラルを「社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度」と捉えている。その情報モラルを高めるための教育の一つに著作権教育が含まれる。

著作権教育は小学校からはじまり、中学、高校、 大学等、さらに企業等でも実施されている。しか し、メディア等で報道されているように、モラル の意識の低さから起こる生徒や社会人による問題 行動は後を絶たない。

情報社会は急速な変化をしている。よって、著作権の考え方も変化を続け、追うように法改正もされる。知識を身につけさせるだけではその変化にはついていけない。よって、基礎的な知識の上に、一人一人のモラルの向上を目指した著作権教育を実施することで、どういった局面であってもモラルを意識した行動ができると考えている。

調査(三宅 2008)によると、「~してはいけない」という対処的なルールを学習する教育では、低次の道徳性の教育にとどまってしまうという。つまり、「やってはいけない」と、教員がいくら伝えたところで、それはわかっているけれどやってしまう、という行動が出てしまうのである。

よって、知識の習得を目指した教育ではなく、 状況によって自身で思考し判断ができる生徒の育成が求められる。つまり社会や、他者への影響までを思考し、判断をすることができるようになることが、高次の道徳的判断ができと言える。その力を育成するために、生徒に著作権にかかわるモラルジレンマの体験を通して、自身の道徳的判断とは何かを考える契機とした。

2. 授業実践

2.1 本授業について

本授業は高校1年の情報Aの2学期の授業で、 単元は「知的財産権とネットワーク利用の心構え」 である。全15時間中の8時間目である。著作権 を含む知的財産権の基礎知識をまとめる授業は終 わっている。また班ごとの「レポート」,「プレゼンテーション」,「ポスター」を作成途中であり, それらの発表が今後の時程である。本時で思考を 重ねることで,作成の質を更に高める契機とする のがこの授業のねらいの一つである。

2.2 本時の展開

表1が本授業の展開の概要である。

表1 本授業の展開

124	キーワードが「著作権」であると伝える
導入	キーワードが「著作権」であると伝える発問「著作権の目的はなにか」・班単位で話し合わせ発表させる
	・班単位で話し合わせ発表させる

- 著作権法第一条と目的の提示
- ・「著作権は文化の発展が目的である」と伝える
- ・著作権法違反に関する事例の新聞記事を載せた教材を配布
- ・1分のプレゼンを10分でつくらせる ※新聞記事の内容はモラルジレンマとなる内容である ※記者の意見が書いてあるが、それに反論もありうること に気付く生徒もいる

・異なる意見となった数名の生徒にプレゼンをさせる

- ・聴衆となった生徒はその内容に対する同意や反駁, さらに 威想を青でメモを取らせる
- ※他の人と自身の意見が違うことに気付く
- ※この気付きから著作権に対する考え方の多様性と、どう したらいいのかというジレンマを感じながら、疑問を持 たせる

ま ・教員から著作権の目的、あり方について説明する ※その内容や説明を踏まえた自身の考えを赤、青、黒以外 の色で記入させる

・他の人(教員を含む)の意見を聞いた後の自分の意見を再構成してまとめさせる

※教員の言うことを全てとせず、自身の思考を深めさせる

3. 授業の振返り

生徒が授業中に考えたことや判断したことは授業の最初に配布した「学習活動の記録シート」に記録させた。他の人の考えを青,自分の考えを黒,教員の説明を青,黒,赤以外で記録させた。他の生徒や教員の説明を聞いて自身の思考がどのように展開しているのかを可視化させる目的がある。また,それでもあまり書くことができなかった生徒には提出後に,支援の手だてを赤で記述して,次回の授業の最初に示した。

4. 生徒の著作権に対する考え方の変容

4.1 自由記述アンケートから

著作権に対する考え方のアンケートを自由記述 式で前時の授業で行っている。アンケート項目は 以下の2点である。一つ目は「現在の社会に発生 している著作権の侵害についてあなたはどのよう に考えますか」、二つ目は「現在の社会に発生して いる著作権の侵害を踏まえ、あなたはどのように 行動すべきであると考えますか」というものであ る。生徒は、侵害に対しては、取り締まるべきで あり、法を明確にすることできちんと守ることが できるという意見が多く、法があいまいであるこ との指摘も多かった。授業後の「学習活動の記録 シート」では、侵害は許されるものではないが、 完全に取り締まることは難しいし、それだけでは 駄目だ、という記述や、各々がモラルを持つこと が重要であるという記述が多くなった。ただ法を 守ればいい、という考えから情報社会の一員とし ての自身のあり方について述べることができるよ うになっており、当事者としての意見を持つよう になった生徒が多くいた。

4.2 経験度、意識アンケートから

前時の授業で「事前に経験度を測るためのアン ケート」全 12 問実施した。アンケート項目は紙 面の都合上全部を載せることはできないが、例え ば、「友達に借りた CD や DVD を自分用にコピー したことがある」,「Webページ等に、誰が写って いるか特定できる写真を、本人の了解なしに掲載 したことがある」、「感想文や作文を書くとき、 Web ページに書かれている文章や友達の文章を 利用したことがある」などの項目とした。それぞ れに、「A したことがある」、「B (しようと思え ばできたが) したことがない」,「C そのような行 為を経験したことがない」で答えさせた。一切そ ういったことはしていないという生徒もいるが、 多くの生徒はこれらの経験があるという結果が出 た。そして、このアンケートの最後の2つの項目 は、第11問「改正著作権法が平成22年1月1日 から施行され、著作権を侵害した配信だと知りな がら、権利者に無断で音楽や映像のダウンロード をすることは、個人的に楽しむ目的であっても違 法となったことを知っていましたか。」(「はい」, 「いいえ」で回答),第12問「前問の法改正を知 り(今回知ったことも含む)あなたの考えはどの ように変わりましたか」(「特に変化なく違法ダウ ンロードをする(している)」、「違法ダウンロード をする回数を減らす(減らした)」,「一切ダウンロ ードしない(しなくなった)」,「もともと違法ダウ ンロードなどしたことがない」で回答)の結果は、 それぞれ図 1,図 2 に示した通りとなっており、

法改正後も違法ダウンロードを続ける生徒もいる。 授業後には「著作権の意識アンケート」を実施 した。項目は授業前のアンケートに近いが、質問 の仕方や文言を変えてある。例えば「他人のもの と自分のものとの区別をしっかりつけなければな らないと思うか」、「改正された著作権(違法ダウ ンロード禁止)を守ろうと思うか」などの項目で あるが、生徒は「そう思う」や「少しそう思う」 を選ぶ生徒が多くなっている。

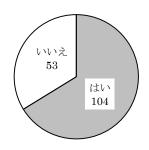
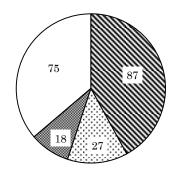


図1 第11 問 改正著作権法について知っていたか



- ■違法ダウンロード をする回数を減ら す (減らした)
- □特に変化なく違法 ダウンロードをす る (している)
- ■一切ダウンロード しない(しなく なった)
- □もともと違法ダウ ンロードなどした ことがない

図2 第12 問 前問の改正法を知った生徒の考え

5. 考察と成果

アンケートの結果から,著作権を守るとともに, 情報社会の一員として今後の著作権がどうあるべ きと考えることができたと, 多くの生徒が記述し ていた。確かに、この1時間だけですべての生徒 の行動の変容があることはない。しかし、この授 業以降にある班での発表内容を見直す契機となり, 生徒一人一人の思考が深まり、著作権に関する考 え方について深めることができたと考えられる。

参考文献

- (1) 文部科学省 学習指導要領解説情報編(平成22 年)
- (2) 東京都教育委員会 平成 24 年教育研究員研究 報告書 情報(平成24年)
- (3) 三宅元子 日本教育工学会 日本教育工学会論 文誌 高校生における著作権に関する行動・意 識・知識の経時的変化, 32(1), pp.99-107 (平 成 20 年)